

別表

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公開請求に係る公文書を保有して いない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成25年度 諮問受理第135号	平成25年11月22日 付け大市教委第 2083号	平成25年 8 月23日	大阪市の持つ、「文献」を基準示す もの求む。(法令上)(定義・概念・規定等の点分かるもの) 又、大情審答申が、「文献」であると記述する資料求む。	教育委員会事務局 総務課	平成25年 9 月 5 日付け大 市教委第1451号 不存在 による非公開決定	上記請求に係る公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成25年10月31日	(広聴〇〇係長との協議済) 市教委・市民局「後援事案」は、文献異なる情報公開グループ決定事項との整合性欠く為、処分の取り消しを求める。 国際人権法学会報報No. 22・23号添付する。(市教委保有)＝I S B N承認「書籍」(文献) 文部科学省・厚生労働省・法務省・外務省等の国所管省庁判断欠く、大情審答申第272・299号、他、文献決定する、情報公開グループは、「不」非公開事案答申。情報公開グループは、審査会答申を文献扱う「公」決定有。文献とは、「正しい書物」にあり、法令解釈正確に明示されるものであるが、答申は、本来の該当すべき「法令通知」除外は、不正確な答申至る。(各事案は、「弁護士記録票の矛盾」) 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「文献を定義する文書を求めるもの」とであると解し、実施機関が文献を定義する所管ではないことから、該当する公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。

(注) (え) 欄及び(け) 欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。